

2007年7月31日

経済産業省商務情報政策局商務流通グループ取引信用課
パブリックコメント担当御中

「産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会中間整理」に対する意見

- 1 意見を表明する団体名 特定非営利活動法人 京都消費者契約ネットワーク
(理事長 野々山 宏)
- 2 団体の種類 消費者団体
- 3 住 所 京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町529番地
ヒロセビル5階
- 4 電話番号 075-211-5920 FAX 075-251-1003
- 5 担当者 理事長 野々山宏 理事・事務局長 長野浩三
- 6 当団体の「産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会中間整理」に対する意見

は以下の通りです。

記

当NPO法人は、消費者契約に関する調査、研究、救済及び支援事業等を通じて消費者の権利擁護を目的とする消費者、消費生活相談員、学者、司法書士及び弁護士らで構成しているNPO法人です。

- 1 クレジット会社の無過失共同責任を認めるべきである。

悪質商法と結びついたクレジット被害の予防・救済の見地からは、現行の30条の4だけでは不十分であり、既払金の返還について明文で定めるべきである。

また、その際、消費者側がクレジット会社と加盟店との間の内部事情を知ることは極めて困難であることから、既払金返還に伴ってクレジット会社の故意・過失の証明を要求すると立証のハードルが高くなりすぎる。実質的にも、クレジット会社は加盟店の行為によって利益を得ており、加盟店の行為から生じるリスクについて負担すべきである。

よって、実効的な被害の予防・救済のため、クレジット会社の無過失共同責任を定めることが不可欠である。

2 クレジット会社の与信基準を法律で定め、これに反したクレジット会社にはペナルティを課すべきである。

現在多発している次々販売等の過剰与信被害を予防するためには、クレジット会社の明確な過剰与信基準を法律で定めた上で、これに違反したクレジット会社に対しては厳しいペナルティを課す必要がある。過剰与信基準については、貸金業法で総量規制を導入したことと歩調を合わせ、原則的には同様の基準を採用しつつ、販売信用の特性に見合った例外を設けることでバランスをとるべきであると考ええる。

また、個々の販売行為が詐欺や特商法違反などに当たらなくとも、過剰与信被害が発することはありうるものであり、このようなケースを救済するためには、クレジット会社の請求権制限等の民事効を明文で定める必要が高い。

3 割賦要件は廃止すべきである。

年金生活者に対する次々販売でボーナス一括払いを利用させたり、悪質業者がマンスリークリア方式で決済させる相談事例が現に発生しているので、マンスリークリア方式を含めて適用対象に加えるべきである。

4 センターの相談情報の提供について

消費生活センターの苦情相談情報を信販業界に提供することが議論されていますが、反対である。クレジット業界には以前から加盟店情報交換制度があるから、それを活用することが先決である。それを活用しないで、行政の相談情報に頼るのは本末転倒である。また、個々の消費の苦情は、販売業者と信販会社に伝わっているから、改めてセンターから提供しなくても、加盟店調査の手がかりは十分にあるはずである。

5 個品式クレジット業者の登録制・行政規制を導入すべきである。

貸金業者が悪質販売業者と提携して個品式クレジット契約を結びながら、抗弁対抗すら認めないトラブルが発生している。これを防止するために、個品式クレジット業者の登録制と行政規制が必要である。なお、個品式クレジットは訪問販売とセットでトラブルが生じているので、個品

式クレジット業者に対する行政処分権限を都道府県にも付与することを求める。

6 指定商品・指定権利・指定役務制を廃止すべきである。

これらの制度は、悪質商法に対する対処が後追いになり、規制が不十分となる制度であることは明らかである。よって、これらの制度は廃止すべきである。